

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

カスハラ防止条例

顧客からの理不尽な要求や悪質なクレームなどの迷惑行為による「カスタマーハラメント（いわゆるカスハラ）」の防止を目的とした全国初の条例が東京都で成立。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/ 7(月) 先勝	ノーベル生理学・医学賞発表
8(火) 友引	寒露、ノーベル物理学賞発表
9(水) 先負	衆院解散、衆院選は15日公示・27日投開票
10(木) 仏滅	目の愛護デー、源泉所得税の納付
11(金) 大安	ノーベル平和賞発表
12(土) 赤口	プロ野球CS開幕
13(日) 先勝	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/30(月)	37,920 ▼1910	142.37 △0.81
10/ 1(火)	38,652 △732	144.16 ▼1.79
2(水)	37,809 ▼843	144.05 △0.11
3(木)	38,552 △743	146.45 ▼2.40
4(金)	38,636 △ 84	146.30 △0.15

中小向け賃上げ促進税制の繰越控除措置

本年4月以降に開始する事業年度から適用される中小企業向け「賃上げ促進税制」は、国内雇用者に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%、前年度比2.5%以上の場合は30%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除でき、教育訓練費やくるみん認定・えるぼし認定に係る上乗せ措置により、控除率は最大で45%になります（法人税額又は所得税額の20%が控除上限）。

また、控除しきれない額がある場合は5年間繰り越すことができる繰越控除措置が設けられました。

◆ 繰越控除措置に関するQ & A

Q. どのような場合に繰越控除を適用できる？

A. 本税制の要件を満たす賃上げを実施した年度において、赤字などにより法人税が課税されず控除する税額がない場合や、税額控除額が控除上限（法人税額等の20%）を超過する場合に、控除しきれなかった額を翌年度以降5年間繰り越すことができます。

Q. 繰り越した額を税額控除する場合は？

A. 法人税額が生じた事業年度に繰り越した額を税額控除する場合、その事業年度において雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが必要です。

Q. 繰越控除を適用する場合の手続きは？

A. 繰越控除措置を適用する場合は、①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書、及び②繰越税額控除措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。なお、①の明細書が提出されていない場合、未控除額は繰り越されず、繰越税額控除を適用できません。

■この記事の詳細は、情報BOX201538

11月から60日超の手形等は指導の対象に

公取委及び中企庁は、本年11月以降に親事業者が下請代金の支払手段としてサイト（手形期間又は決済期間）が60日を超える長期の手形等を交付した場合は、下請法の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導の対象とする運用を開始することから、サイトを60日以内であることを求める注意喚起を行っています。

なお、手形等のサイトを短縮する際に下請代金を従来の金額から一方的に引下げたり、発注後に減額するなどの行為や、支払方法を手形等から現金払いへ変更する際に支払期日を物品等の受領日から60日を超えて定める行為は、下請法違反となるおそれがあります。

児童手当の拡充で扶養控除が見直される？

今月から児童手当は所得制限の撤廃や支給期間を高校生年代まで延長するなど拡充されました。

これに伴い、16歳から18歳までの扶養控除（所得税38万円、住民税33万円）について見直しを行う方針であり、15歳以下の取扱い（扶養控除なし）とのバランスを踏まえて、控除額を所得税25万円、住民税12万円に縮小することが検討されています。

なお、扶養控除の見直しは令和7年度税制改正において結論を得るとしています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業向け賃上げ促進税制における繰越控除措置

◆概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、青色申告書を提出している資本金1億円以下の中小企業者等が国内雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

◎適用要件と税額控除額

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度（個人事業主は令和7年から令和9年までの各年）における本制度は、雇用者給与等支給額を前年度と比べて1.5%以上増加させた場合に適用を受けることができ、税額控除額は次のようになります。

なお、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

賃上げ要件	税額控除額
前年度比+1.5%以上増加させた場合	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%
前年度比+2.5%以上増加させた場合	控除対象雇用者給与等支給増加額の30%

◎上乗せ措置

適用事業年度の教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加しており、教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合は、税額控除率を10%上乗せします。

また、適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を取得した場合、又は適用事業年度終了時において、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定若しくはプラチナえるぼし認定を取得している場合は税額控除率を5%上乗せします。

◎繰越控除措置

要件を満たす賃上げを実施した年度において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度以降に5年間繰り越すことができます。例えば、令和6年度に本制度を適用して控除しきれなかった金額は、令和11年度まで繰り越すことが可能です。

◆繰越控除措置に関するQ&A

Q. 繰越控除措置はどのような場合に適用できる？

A. 本税制の要件を満たす賃上げを実施した年度において、赤字であり法人税が課税されないことから税額控除ができない場合や、税額控除額が控除上限（法人税額等の20%）を超過する場合に、控除しきれなかった額を翌年度以降に繰り越すことが可能となります。

Q. 控除しきれなかった額を翌年度以降に繰り越す場合、追加の要件などはある？

A. 未控除額を翌年度以降に繰り越す際には、繰り越した額を実際に税額控除する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加していることが要件となります。

ただし、実際に税額控除する事業年度において、比較雇用者給与等支給額が零である場合は、適用不可となります。

Q. 繰り越した額を実際に税額控除する事業年度において、中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主に該当しない場合、繰越控除を受けることは可能？

A. 繰り越した額を実際に税額控除する事業年度においては、青色申告書を提出する必要がありますが、中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主に該当しない場合でも適用可能です。

Q. 繰越控除措置を適用する場合、必要な手続きはある？

A. 繰越控除措置を適用する場合は、①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書、及び②繰越税額控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。

法人の場合、繰越税額控除限度超過額の明細書と繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書の書類が異なります。

Q. 繰越税額控除限度超過額の明細書を提出しなかった場合はどうなる？

A. 未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度において繰越税額控除限度超過額の明細書が提出されていない場合、未控除額は繰り越されず、繰越税額控除を適用することはできませんので、ご留意ください。